

平成30年度 富士河口湖町保育認定理由 指数表

理由区分	番号	理由名	指数
必要性	1	就労(8時間以上)	10
	2	就労(6～8時間)	9
	3	就労(3～6時間)	7
	4	妊娠・出産	9
	5	疾病・障害(重度)	10
	6	疾病・障害	8
	7	介護・看護(ねたきり等)	10
	8	介護・看護(長期居宅療養等)	7
	9	災害復旧	10
	10	求職活動	5
	11	就学	8
	12	虐待・DV	10
	13	育児休業	7
	14	その他:入所希望児童が3歳以上児で、 家庭内で未満児(0～2歳児)を保育している	7
	15	その他	
優先利用	16	ひとり親家庭	11
	17	生活保護世帯	2
	18	生計中心者の失業	10
	19	虐待・DV等	10
	20	障害児	2
	21	育児休業明け	1
	22	兄弟同時利用	1
	23	小規模保育等卒園児	2
	24	居住地の保育所	1
	25	保護者が保育士等として勤務(1日6時間以上)	6
	26	保護者が保育士等として勤務(1日6時間未満)	4
	27	その他市町村が定める理由	
減算調整	28	過去に保育料の未納がある世帯	-1
	29	申請書類の添付書類に不備がある	-1
	30	自営協力者において、専従者であることが 認められない場合※(H31より適用)	-1

※ 保育所における未満児(0～2歳児)の受け入れが困難であることを鑑み、3歳～5歳の児童については家庭内で未満児を保育していることを理由に入所することができるようになりました。

※ 平成31年度入所より、自営業協力者が専従者であることを確認するため、確定申告収支内訳書(写)または専従者給与届等を提出していただきます。それらの提出がない場合には、減算を適用いたします。ご承知おきください。